

令和4年度分国民年金保険料の 免除・納付猶予申請受付が始まります

令和4年度分（令和4年7月分～令和5年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の窓口受付を**7月1日（金）**から開始します。

収入の減少や失業、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民年金保険料の納付が困難な場合、未納のままにせず、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。

なお、前年所得（令和3年中の所得）の審査がありますので、所得申告が必要となります。

令和3年度分（令和3年7月分～令和4年6月分）の免除申請において、国民年金保険料の一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された方や、失業等を理由とした特例による免除（納付猶予）が承認された方も、**新たに令和4年度分の申請が必要です。**

保険料を未納のままにしておくと、万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない場合がありますので、お早めに申請してください。

免除申請は、申請月の2年1か月前まで遡ることができます。

なお、学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。



～所得審査対象者と本年度所得基準額～

①全額免除・一部免除の場合

所得審査対象者：申請者本人・申請者の夫または妻（別居中含む）・世帯主

免除の種類	所得の基準 (申請年度の前年所得が、以下の計算額の範囲内であること)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円 (令和2年度以前は22万円)
4分の3免除	88万円 (令和2年度以前は 78万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 (令和2年度以前は118万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 (令和2年度以前は158万円) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

②納付猶予の場合

所得審査対象者：申請者本人(50歳未満の方)・申請者の夫または妻（別居中含む）

所得基準：(扶養親族の数+1) × 35万円 + 32万円 (令和2年以前は22万円)

**マイナンバーカードを利用して、
マイナポータルから以下の電子申請ができるようになりました。**

- ①国民年金加入の届出（資格取得・種別変更）
- ②国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ③国民年金保険料学生納付特例申請

インターネットを経由するため、いつでもどこでも手続きができます。
詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

